

こんにちは 山田耕平 です

2013.6.6 No.118

このニュースへのご感想
ご意見をお寄せください!

杉並区善福寺2-2-11
TEL 090-9973-0941
ホームページ
<http://yamadakohei.jp>

一般質問・保健福祉委員会で質疑 特養ホーム・認可保育園増設を 議会で徹底追及!

第三回定例会で一般質問



「住み慣れた杉並区で暮らしたい」
高齢者の願いに沿った特養整備を

区議会第二回定例会が開会し、一般質問と担当する保健福祉委員会で質疑を行いました。

現在、南伊豆健康学園跡地に特別養護老人ホームの整備が検討されています。都市部では用地確保が困難なため、地方に特養ホームを設置し、入所待機者を解消することが目的です。

しかし、様々な課題もあります。多くの高齢者は「住み慣れた地域で老後を過ごしたい」と願っており、家族や友人と離れ生活環境が大きく変わる地方への移住に不安を抱えている人も少なくありません。

また、南海トラフ巨大地震の発生により、南伊豆町沿岸の津波被害も懸念されます（津波高平均十五mの予想）。政府は、津波被害を避けるため、沿岸部の学校・病院などを高台などの安全な場所へ事前移転することも提言しており、安全性の面でも大きな問題があります。

そもそも、区内には無数の国・都・区有地も存在し、特養ホームを増設することは可能です。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、区内の特養ホーム整備に本腰を入れる必要があります。

区は質問に対し、国・都と連携し、公有地の有効活用の検討を進めるとともに、無償貸与や廉価で用地が提供されるよう要請を行なうと答弁しました。引き続き、住民福祉の向上のために、公有地の有効活用を求めます。

「保育の質」を守るために 保育士配置引き下げストップを

国の規制改革会議では保育待機児童解消のために、児童一人あたりの面積基準、保育士配置基準を緩和させる方向が検討されています。多くの保護者、保育関係者が基準引き下げでの待機児童解消の危険性を訴えています。

杉並区のスマート保育に懸念 「認可基準に準ずる」見解を覆す

現在、スマート保育の保育士配置を職員の6割以上に引き下げる方向が示されています（※認可基準の保育士配置は10割）。これまで区は、区立保育室の設置基準は「認可基準に準ずる」としていましたが、実際には保育士配置は6割以上で運営されており、議会や区民に対し、事実と異なる見解を示し続けてきたことも明らかになりました。

国・都・区有地活用により 特養ホーム・認可保育園の増設を

一般質問・保健福祉委員会の質疑では、この間も一貫して取り上げている公有地を活用した特養ホーム・認可保育園整備を求めました。

杉並区内には、廃止決定された国家公務員宿舎が十五カ所あり、その内、情報提供されている十カ所の中でも、敷地面積から見て、特養ホームの設置が検討可能な場所は四カ所、認可保育園の設置が検討可能な場所は五カ所あります。それ以外にも都有地、区有地も無数にあり、積極的な活用が必要です。

区は質問に対し、国・都と連携し、公有地の有効活用の検討を進めるとともに、無償貸与や廉価で用地が提供されるよう要請を行なうと答弁しました。引き続き、住民福祉の向上のために、公有地の有効活用を求めます。

私（山田）から見た吉田信夫都議とは⑤ラスト 都議団の“宝の議席” 再び都政へ！

街頭で訴える吉田信夫都議会議員



この間、吉田信夫都議会議員の紹介をしてきました。六月十四日告示、二十三日投票で都議会議員選挙が行なわれます。ぜひ、吉田都議を再び都政へ押し上げててください。

憲法を守りたい

自民党や維新の会などが憲法九十六条改定を参院選の争点にしようとしており、憲法問題が重要な焦点になっています。

石原前知事の憲法否定発言を厳しく追及し、維新の会が紹介議員となった大日本帝国憲法の有効確認を求める請願に対しても厳しく批判してきたのが吉田都議です。

憲法を守るために区内の宗教団体とも共同を広げ、改訂を許さない運動の先頭に立っています。

**オール与党体制に正面から立ち向かう
日本共産党都議団の要としての活動**

憲法を守りたい

自民党や維新の会などが憲法九十六条改定を参院選の争点にしようとしており、憲法問題が重要な焦点になっています。



**保育園・特養増設
防災問題にも取り組み**

待機児童問題が大きく取り上げられる前から、一貫して認可保育園の増設を訴えてきました。度重なる追及により、都の姿勢が変化。まだまだ不十分ですが認可保育所整備に道を拓きました。

無届有料老人ホームの深刻な実態等も取り上げ、特養ホーム増設も迫り、二十六億円まで後退した整備費を百十億円まで改善させました。

東日本大震災以降十四回（都議で唯一）に亘り、防災対策の強化を求めて質問してきました。

育メン日誌

いよいよ操法大会 全力で頑張ります

まだ寒い時期から訓練を開始し、あつと言う間に本番を迎えます。

6月9日（日）午前9時頃より、操法が始まります。場所は上井草スポーツセンターです。私たち荻窪消防団第3分団の出番は3番手。この間の訓練の成果を発揮できるように全力で頑張ります！

いや～、今から緊張します。残り数日にもなると夢に出たりして…（苦笑）

ぜひ、お気軽に観に来てください！



息子も応援に。大好きな消防車の見学にワクワク。

6月10日 各家庭に通知

国民健康保険料 重い負担増…

この間、国民健康保険料の負担増についてニュース上（週刊ニュース108号）などでも報告してきました。

6月10日より今年度の保険料額通知書が各家庭に発送されます。今回の保険料値上げにより、年金暮らしの高齢者や低所得、多人数世帯の負担が重くなり

年額3万円近くとなる世帯もあります。

国民の暮らしが深刻化するもとので、税金や保険料のさらなる負担増は許されません。

日本共産党は国に対し、削減してきた国庫負担の復活や、東京都にも補助の実施を求めます。

今後も住民の保険料負担を軽減させるために全力を尽くします。

算出方法を変えたことにより、大幅な負担増へ

〈25年度保険料の計算方法〉

保険料額は 医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分 です

※1. 介護分は、40～64歳の被保険者のみわかります。なお、65歳以上の方は、国民健康保険料とは別に介護保険料からお知らせします。

医療分

課税標準額 旧ただし書き所得 × 所得割利率 6.02% + 均等割額 3万600円

後期高齢者支援金分

課税標準額 旧ただし書き所得 × 所得割利率 2.34% + 均等割額 1万800円

介護分

課税標準額 旧ただし書き所得 × 所得割利率 1.64% + 均等割額 1万500円

※2. ①旧ただし書き所得＝前年の総収入－必要経費等－基礎控除（33万円）
②住民税が課税額の方は、「旧ただし書き所得」からその2分の1を控除した金額（25年度の課税標準額）

計算式の金額が最高限度額を超えたときは、最高限度額が保険料になります。

医療分	51万円
後期高齢者支援金分	4万円
介護分	12万円